## 条例見直し調書

			作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和 10 年度	
条	例 名	婦人保護施設の設備	<b>責及び運営に</b>	関する基準を定	める条例		
		(新条例名:女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例) ※令和6年4月1日より改正条例施行					
条	例 番 号	平成 25 年神奈川県	条例第2号	法 規 绚	集 第6編第1章第	54節	
所	管 室 課	福祉子どもみらい局共生推進本部室					
条	例の概要	社会福祉法第 65 条第 1 項の規定に基づき、婦人保護施設(新:女性自立支援					
		施設)の設備の規模	莫及び構造並	びに運営に関す	ける基準を定めてい	る。	
	視点	:	検 討	内 容		備考	
	必要性	本条例は、社会福	冨祉法の規定	より条例で定め	かることとされ		
	現在でも必要な条	ている婦人保護施設	设(新:女性	自立支援施設)	の設備の規模		
		及び構造並びに運営	に関する基	準を定めるもの	のであり、必要		
	例か。	な条例である。					
	有効性	本条例に定める基	基準により、	入所者が自立し	した生活を送る		
	現行の内 日本	ために必要な設備の	)整備等、婦	人保護施設(新	折:女性自立支		
検	が解決で	援施設)の適切な週	2営が確保さ	れており、有効	かである。		
	きるか。						
	効率性	本条例に定める基	基準は、婦人	保護施設(新:	: 女性自立支援		
	現行の内容で効率	施設)の運営につい	へて必要かつ	十分な規制を行	テっており、効		
	的といえるか。	率的である。					
	基本方針適	本条例は、様々な	事情により	社会生活を営む	ひ上で困難な問		
	合性 県政の基 本的な方	題を抱えている女性	<b>Łの保護を行</b>	う婦人保護施設	<b>设(新:女性自</b>		
		立支援施設)の設備	前の規模及び	構造並びに運営	営に関する基準		
	針に適合	を定めるものであり	リ、「かながれ	グランドデザー	イン」 のプロジ		
	している	ェクト12「男女共	同参画」(新	: プロジェクト	9「生活困窮」)		
	(m).	、 <sup>か。</sup>					
	適法性	本条例に定める基	基準は、社会	福祉法の規定に	こより厚生労働		
,	憲法、法	省令で定める基準に	こ従い、基準	を標準とし、ス	スは基準を参酌		
	触しな	した内容となってお	3り、憲法、活	法令に抵触しな	いものである。		
	しいか。						
	その他	女性自立支援施詞	没の設備及び		基準が制定さ		
		れ、令和6年4月1	日に施行さ	れることから、	所要の改正を		
		行う。					
					<b>I</b>		

見	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等
直	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	条例の運用上の課題は見受けられな
L	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	いため。
結	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
果	5	廃止を検討する。	